

請求書の押印省略に関する Q & A

No.	質問	回答
I 対象となるもの		
1	請求書に押印を省略できるのはいつからか。	令和7年4月1日以降に発行するものが対象になります。 (発行日が令和7年4月1日以降のもの)
2	すべての請求書について押印は不要となり、代表者職・氏名の記載も省略できるのか。	法令、規則、要綱等に基づき押印による提出が定められているものは、今回の取扱いの対象ではありません。代表者の職氏名等の記載は従来どおり必要です。
3	従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参してもよいか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。押印した請求書は、従来どおり原本を提出してください。その場合は、本件責任者等の記載は不要です。
II 押印省略の方法		
4	押印を省略できるのはどのような印か。	押印を省略できるのは、会社印、代表者印、担当者印等の全ての印です。
5	押印省略する場合の方法を教えてください。	請求書に「本件責任者及び担当者」の欄を設け、役職(所属)・氏名(フルネーム)及び連絡先(電話番号)を必ず記載してください。 内容確認のため、必要に応じて担当課から連絡させていただく場合があります。
6	なぜ本件責任者と担当者の記載が必要なのか。	請求書の真正性を担保するためです。請求内容に不明な点があった場合など、担当課から確認の連絡をすることがあります。 また、押印を省略した場合に記載がないものは受付できません。
7	「本件責任者」とはどういった者か。	本件責任者は、代表取締役又は支店長等といった社内において権限の委任を受けた役職者や、請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。
8	「担当者」とはどういった者か。	本請求に関する事務を担当する方をいいます。

9	本件責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのか。	「本件責任者の役職・氏名(フルネーム)・連絡先(電話番号)」を記載してください。担当者については「同上」や「本件責任者・担当者」等、担当者が同じであることが分かるよう記載してください。
10	代表者と本件責任者と担当者がすべて同じ場合(1人で事業所等を経営されている場合等)、本件責任者はどのように記載するのか。	①代表者の職名・氏名(フルネーム)等は省略できません。 ②「本件責任者の役職・氏名(フルネーム)・連絡先(電話番号)」を記載してください。担当者については9と同様に記載してください。
11	連絡先は携帯電話番号でもよいか。	法人の場合は原則、固定電話番号としてください。個人の場合は携帯電話番号でも結構です。
12	連絡先はメールアドレスでもよいか。	請求書に不明な点があった場合に直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難な場合は電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載してください。
13	責任者名や担当者名の記載は、手書きでもよいか	手書きでも結構ですが、鉛筆・消せる筆記用具での記載は不可です。
III 電子メールによる提出		
14	電子メールで請求書を提出してもよいか。	①要件を満たした請求書であれば電子メールでの提出も可能としますが、個別の可否については市の担当課と協議してください。 ②電子メールにより提出する場合、請求書等はPDF形式の添付ファイルにしておき、市担当課のメールアドレスに送信し、送信後は担当課に受信確認の連絡をしてください。 ③送信先の担当課のメールアドレスについては担当者にご確認ください。
15	押印した請求書をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出する場合	電子メールで提出いただく場合は、印影の有無にかかわらず、「本件責任者及び担当

	合、「本件責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」は記載しなくてよいか。	者の役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）」の記載が必要になります。
16	請求書を電子メールで提出する場合、ファイルの形式の指定はあるか。	改ざん防止のため、すべてPDF形式の添付ファイルとしてください。
17	押印を省略した請求書は、電子メールで提出しなければならないか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参による提出もできます。
18	請求書の内容を電子メール本文に記載してもよいか。	請求内容を電子メール本文に記載するのではなく、請求書をPDF形式の添付ファイルとして提出してください。
IV その他		
19	押印を省略した請求書を訂正してもよいか。	押印を省略した請求書の内容を訂正することはできませんので、請求書の再発行をお願いします。代表者印を押印している場合は、従来どおり同じ印で修正箇所を訂正することもできます。
20	記載した本件責任者や担当者あてに連絡が来ることがあるのか。	提出された書類確認のため、必要に応じて担当課や会計課から連絡させていただく場合があります。
21	請求・受領を委任している場合の委任状の押印も省略できるのか。	今回の改正で省略できるようになったのは請求書の押印のみです。現在押印している委任状には従来どおり委任者の押印、署名が必要です。